

少額領収書等の写しの開示制度

すべての支出を原則公開

平成21年1月1日以後の支出に係る少額領収書等の写しから適用されます。(平成21年分収支報告書の要旨公表日から運用開始)

国会議員関係政治団体（以下、この頁では「団体」と言います。）については、収支報告書の要旨公表日から3年間、**人件費以外の経費で1件1万円以下の支出に係る領収書等の写し（少額領収書等の写し）**について、総務大臣又は都道府県選管に**開示請求をすることができます。**（情報公開法等とは別の新たな開示制度）

※団体は全ての支出に係る領収書等の原本を保存する義務があります。

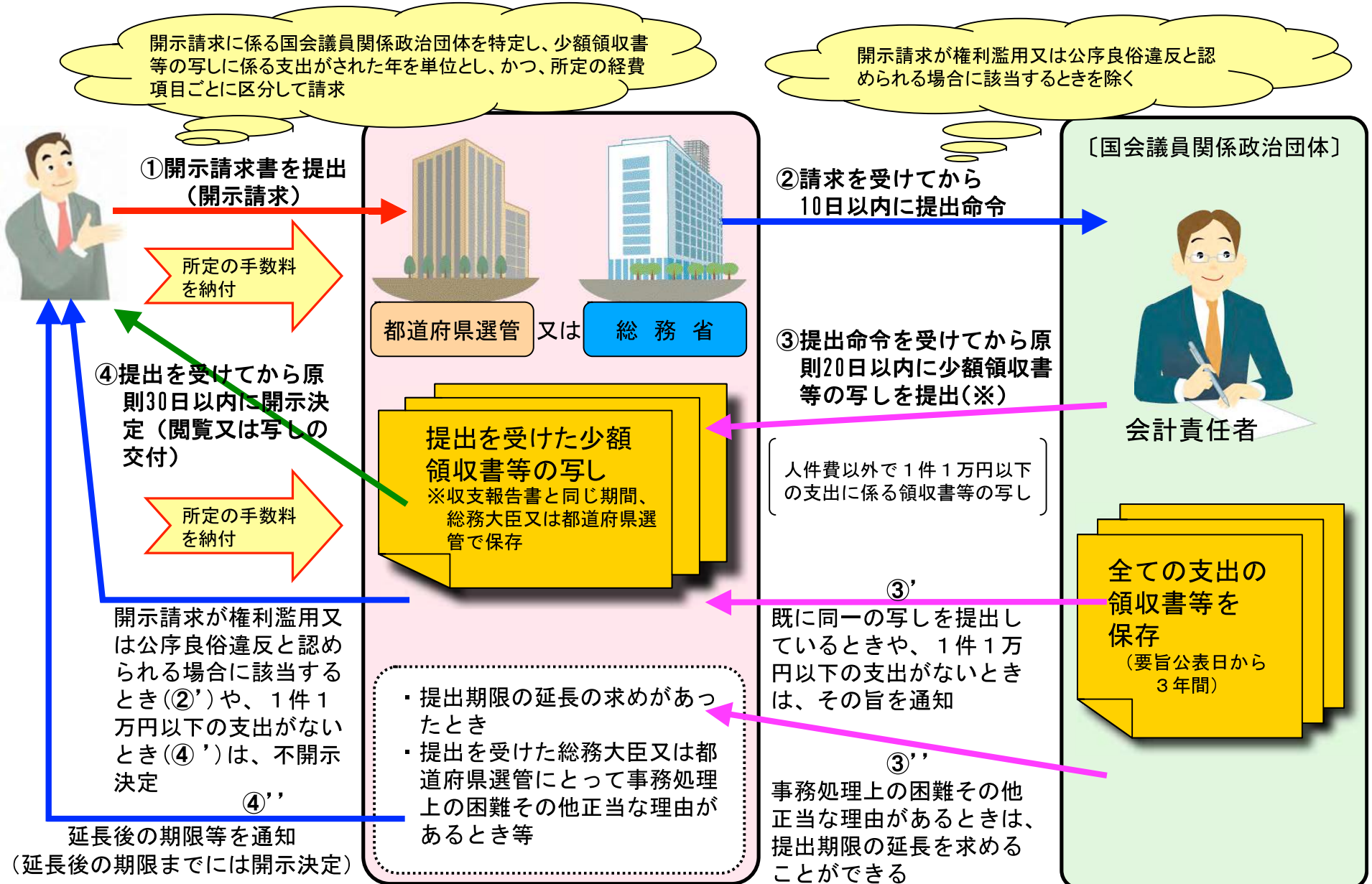
※人件費以外の経費で1件1万円超の支出に係る領収書等の写しは、開示請求の有無に関わらず、あらかじめ、収支報告書と併せて団体から提出されます。（情報公開法等に基づく開示請求の対象となります。）

※少額領収書等の写しは、開示請求があつて初めて団体から総務大臣又は都道府県選管に提出されます。

開示請求から開示決定までの基本的な流れは・・・

- ①開示請求する方は、**総務大臣又は都道府県選管に対し開示請求書を提出**します。
※開示請求書には、(1)開示請求者の氏名・住所、(2)開示請求に係る団体の名称、(3)少額領収書等の写しに係る支出がされた年等の必要事項を記載します。
- ②開示請求を受けた総務大臣又は都道府県選管は、開示請求があつた日から10日以内に、団体の会計責任者に対し、少額領収書等の写しの提出を命令します。
※開示請求が権利濫用又は公序良俗違反と認められる場合に該当するときは、以後の経手を経ずに、不開示決定となります。
- ③団体の会計責任者は、**提出命令があつた日から原則20日以内に**、**少額領収書等の写しを総務大臣又は都道府県選管に提出**します。
- ④総務大臣又は都道府県選管は、少額領収書等の写しの提出があつた日から原則30日以内に開示決定し、閲覧又は写しの交付の方法により開示します。
※①④の手数料の金額は、総務大臣提出分は政令で、都道府県選管提出分は各都道府県選管の条例で定められます。

<少額領収書等の写しの開示の流れ>



(※) 提出命令に違反して少額領収書等の写しの提出がないときは、その国会議員関係政治団体の名称・主たる事務所の所在地が公表されます。